

長野市監査委員告示第12号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成22年12月 1 日

長野市監査委員	増 山 幸 一
同	高 波 謙 二
同	小 林 義 直
同	小 林 紀美子

措置の通知書

平成 22 年度 随時監査（工事監査・前期）（22 監査第 54 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>2 積算について</p> <p>工事費の積算において、次のような不適切な事例が散見された。</p> <p>今後はこのようなことのないよう、積算基準に基づき、工事費積算の適正化を図るとともに、審査体制の強化を要望する。</p> <p>(1) 共通仮設費の積算に関し注意すべきもの (報告書 3 ページ)</p> <p>請負工事費は、材料費や労務費などの直接工事費のほか、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の諸経費で構成されている。</p> <p>ピッチャーマウンド等を築造する工事について調査したところ、使用する購入土の配合試験費を直接工事費に計上していた。しかしながら、配合試験は、品質管理のために行う試験であることから、技術管理費として共通仮設費に「積み上げ計上」しなければならないが、共通仮設費の率計算対象額に加えられてしまい、その結果、「率計上」された共通仮設費が過大となっていた。</p> <p>(体育課・公園緑地課)</p>	<p>本来、諸経費として共通仮設費に積み上げ計上すべき土の配合試験費を直接工事費に計上したことは、積算基準における諸経費の理解不足及び積算時の不注意が原因であったため、積算担当者は積算基準の再確認、不適切であった設計内容の修正、違算額を算出（平成 22 年 8 月 18 日）し、課内において事例の周知徹底を図った。</p> <p>(公園緑地課)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 随時監査（工事監査・前期）（22 監査第 54 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(2) 一般管理費等の積算に関し注意すべきもの (報告書 4 ページ) 一般管理費等について、設計積算基準では、契約金額に対する前払金の支出割合が 35%以下の場合には、割増し補正することと定められている。</p> <p>平成 22 年 1 月 1 日に合併した旧町村において、発注された工事の一般管理費等について調査したところ、現場着手前に支払われる前払金の割合が 35%以下であるとして補正を行っていた。しかしながら、前払金の支出割合は 40%であったため、補正を行う必要はなかった。このため、一般管理費等の率が過大となっていた。</p> <p>今回調査した工事は、いずれも外郭団体に設計積算業務を委託したものであるが、一般管理費等の積算に当たっては、前払金の支出割合に応じて、積算基準に基づき適正に積算するよう受託者を指導するとともに、担当部署においても十分に照査するよう努められたい。</p> <p>(信州新町支所・中条支所)</p>	<p>積算については、設計積算業務を委託発注した際に、前払率の条件指示が曖昧であったこと、及び積算成果品納入の際の検査項目の不備が原因であった。このため、今後外郭団体へ設計積算業務を委託発注する際には、受託者に対し明確に条件指示ができるよう、積算条件書に明確に前払率を明示すること、また、納品時における完了検査の際には発注時の積算条件書に対する正誤表を作成することにより違算防止の改善を図った。</p> <p>(信州新町支所)</p> <p>一般管理費の率が過大となっていたことについて、長野市合併前において土地改良事業関係の建設工事では前払金を 30%として支払っていたため、設計積算業務を委託している長野県土地改良事業団体連合会に前払い率の補正を 30%で積算を行うように指示をしていたことが原因であった。</p> <p>このため、今年度の土地改良事業関係の設計積算業務を委託契約した長野県土地改良事業団体連合会に対し、平成 22 年 8 月 20 日に積算基準に基づき適正に積算をするよう指示し、改善を図った。</p> <p>(中条支所)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 随時監査（工事監査・前期）（22 監査第 54 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>3 契約について</p> <p>(1) 競合する関連工事の契約に関し注意すべきもの (報告書 4 ページ)</p> <p>柳原総合市民センター外構工事において、本体の建築工事と競合するため、建築工事の請負業者と随意契約した事例があった。</p> <p>当初は、本体の建築工事を平成 20 年 6 月から翌 21 年 9 月に行い、残り半年で外構工事を単独で行う予定であったが、実施設計が予定より半年延び、そのため本体の建築工事も予定より半年遅れ（工期：平成 20 年 12 月 18 日～平成 22 年 3 月 12 日）、結果として外構工事の工期（同：平成 21 年 10 月 26 日～平成 22 年 3 月 19 日）と重なることとなった。</p> <p>当初の設計どおり本体工事と外構工事を別工事として発注したことにより、資材搬送などで工事が競合するために外構工事を随意契約としたものである。</p> <p>しかしながら、実施設計が遅れた時点で、工事が競合することは明らかであるのだから、本来であれば外構工事について債務負担行為補正を行い、建築主体工事と一括して発注することも検討すべきであった。</p> <p>過去、他課においても同様の理由により随意契約を行った事例があるが、今後予定される同様の施設建設工事に当たっては、全体の工事計画に細心の注意を払うことで、可能な限り競争性や経済性を考慮した事務執行に努められたい。</p> <p>(庶務課・生涯学習課・建築課)</p>	<p>今回の契約については、実施設計の契約延長の際に、全体の事務スケジュールを見直すだけの時間的余裕が不足していたことが原因であった。</p> <p>今後同様の施設建設においては、当初の段階で全体スケジュールに余裕を持たせると同時に、個別の業務スケジュールが変更となりそうな段階で、以後のスケジュールに支障がないかどうか早急に関係者間で協議を行う。</p> <p>上記により、余裕のある建設計画と、常に全体計画を見直す体制を取ることで改善を図った。</p> <p>(庶務課・建築課)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 随時監査（工事監査・前期）(22 監査第 54 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(2) 小規模工事での発注に関し注意すべきもの (報告書 5 ページ)</p> <p>野外彫刻及びその作品の銘板設置工事において、同じ現場で工期・工種も同じにもかかわらず、契約金額 50 万円以下の工事(以下「小規模工事」という。)で同一業者に分割発注している事例があった。</p> <p>設計付見積書の内訳を見ると、同一の工事内容として扱えるものであり、あえて分割する必要はなく、100 万円未満の工事として入札により一括発注する方が適当であったと考えられる。</p> <p>小規模工事は、各担当課・支所に設けられた業者選定委員会で請負業者を選定することにより入札が不要となるため、事務負担の軽減等の利点もあるが、その一方で選定理由が不透明な面も否定できない。安易に小規模工事として分割発注することなく、業者選定の透明性や公平性、工事費の経済性等を考慮し、適正な工事発注に努められたい。</p> <p>(生涯学習課・駅周辺整備局)</p>	<p>銘板設置について作家の意向が確認できず、一括発注すると年度内竣工ができなかったため、分割発注したものである。今後は、安易に同一業者に分割発注するのではなく経済性、透明性確保等の観点から 100 万円未満の工事として一括発注するよう努める。</p> <p>(駅周辺整備局)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 随時監査（工事監査・前期）(22 監査第 54 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(3) 工事監理業務委託の契約方法に関し注意すべきもの (報告書 6 ページ)</p> <p>排水機場ポンプ設備工事に関する工事監理業務委託を発注するにあたり、設計業務の受注者以外のもので監理する第三者監理方式を採用することとし、指名競争入札を行った。しかし、入札を 3 回行ったがいずれも不調となり、その後、2 回目及び 3 回目の入札における最低応札者との見積り合せを行ったが、2 者共辞退したため 4 回目も不調となってしまった。そこで、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「目的・性質が競争入札に適さない」に該当すると判断し、設計業務の受注者との見積りを実施してようやく契約を締結することができた。ポンプ設備工事は、本工事監理業務委託の 5 ヶ月前に発注されており、これ以上の遅れは本体工事の工程にも重大な影響を及ぼしかねない状態であった。</p> <p>国土交通省営繕部が、官庁施設の品質確保を目的として平成 13 年 2 月に「第三者監理方式」を導入したことを受けて、平成 15 年 5 月に「公共建築の工事監理業務委託マニュアル（案）」が国土交通省営繕部と都道府県、政令市の営繕担当者で構成する「全国営繕主管課長会議」の幹事会によって作成された（平成 18 年 5 月改定、平成 21 年 6 月見直し）。</p> <p>上記のマニュアル（案）では、「設計内容に実施例の少ない特殊な技術・工法が用いられている施設等、設計業務の受注者以外のものでは工事監理が困難な場合は、第三者監理方式以外の方式の採用を検討する必要があると考えられる。」ということが記されている。</p> <p>また、「長野市公共建築設計業務委託基準」でも同様の記載がなされている。</p> <p>これらのことから、排水機場ポンプ設備のように特異性のある工事に関する監理業務委託は、4 回も入札不調になる前に「設計業務の受注者以外のものでは工事監理が困難」と判断し、第三者監理方式以外の方式（設計業務受注者が設計意図伝達と工事監理の両方を行う一括監理方式、発注者自ら工事監理する自主監理方式）を検討すべきであった。</p> <p>(契約課・河川課)</p>	<p>早期契約できなかつた経過については、当初の入札が不調となった後、指名業者を入れ換えて 2 回目、3 回目の入札を行い、各入札の最低応札者との見積りを経ても落札業者が決定できないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 2 号に該当すると判断し、設計業務の受注者との見積りを実施し契約に至ったものである。通常契約発注受付から契約まで 3 週間を要することから、工事担当課での設計積算及び決裁期間を含め、契約まで約 3 ヶ月強の期間を要したものである。</p> <p>契約課では「設計業務の受注者以外のものでは工事監理が困難」として、長野市公共建築設計業務等委託基準第 12 に基づき工事担当課長が指定した場合には、第三者監理方式以外の方式を採用することとしているので、該当案件があればそのように取扱っていきたい。</p> <p>(契約課)</p> <p>今後の排水機場ポンプ設備工事に関する工事監理業務委託の発注にあたっては、本体工事の工程に影響を及ぼさないよう、契約課と事前に相談し、早期段階で第三者監理方式以外の方式も検討するよう周知徹底し改善を図った。</p> <p>(河川課)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 随時監査（工事監査・前期）(22 監査第 54 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>4 施工について 施設の完成図書が不正確であったもの (報告書 7 ページ)</p> <p>野球場の人工芝張替え工事において、施設完成図書に基づき張替え面積を算出し発注したが、請負業者が工事に先立ち実施した起工測量の結果、張替え面積を 300 m²強増工する必要が生じた。</p> <p>これは、野球場施設を新設した時点で、施設と共に納品された完成図書に誤りがあったため発生したものである。</p> <p>施設は平成 8 年度に完成したが、10 年以上経過したため当時の竣工書類等は破棄されており、完成図書だけが残されている。</p> <p>完成図書類は、その後の維持管理上必要不可欠なものであることから、再度確認の上、誤りを訂正するとともに、今後同様の誤りがないよう、施設の引受時においては十分な精査に努められたい。</p> <p>(体育課・公園緑地課)</p> <p>5 その他 工事名（事業名）に関し注意すべきもの (報告書 7 ページ)</p> <p>工事名が同一のまま発注された工事があった。それぞれの工事は、番号管理されているため同一名でも区別できるが、設計図書や竣工図書までは同様の管理がなされていない。今後は、設計内容が明瞭にわかるよう心掛け、合理的に分類し、誰が見ても区別できる工事名を付けて管理するよう努められたい。</p> <p>(信州新町支所)</p>	<p>施設の完成図書が不正確であったことについては、竣工施設引き受け時の確認不足であったため、当該完成図書の修正を行なった。</p> <p>今後は施設の引き受け時には、十分な精査を実施することとし、課内で周知徹底を図った。</p> <p>(公園緑地課)</p> <p>工事名（事業名）に関し注意すべきものについては、同一工事名による発注を防止するため、新たに各年度毎の工事台帳を作成し、この台帳管理担当者が一括管理し、工事名の重複防止に努めることとした。また、設計図書や竣工図書における工事名については、監督職員に加えて他の担当部署職員も同様に指摘箇所の照査を行うこととし改善を図った。</p> <p>(信州新町支所)</p>